

# ハクビシン・アライグマ相談・捕獲処分業務について

## ☆対象場所

被害が発生している一般住宅・民間集合住宅及び店舗・工場・事務所

次の建物及びその敷地は対象外です。

- ・公立の施設
- ・都営住宅並びに住宅都市整備公団及び東京都住宅供給公社の賃貸住宅
- ・私立の学校

## ☆事業実施の要件（次の全ての要件を満たす方）

- 区内に家屋を所有している。
- 家屋等に侵入され、実際に糞等の被害を受けている（委託事業者が現地調査を行い判断します。）。
- 委託事業者による箱わなの設置や回収の際に、立会いが可能であり、動物が捕獲された場合は、速やかに連絡できる。
- 毎日、箱わなの見回りとエサ（りんご等）の管理・付替えができる。

※庭や道路で「見かけた」だけでは箱わなの設置はできませんので、ご注意ください。

## ☆事業の流れ

- ①ハクビシン・アライグマによる被害でお困りの方は、**専用ダイヤル**にお電話ください（委託事業者  
に直接繋がります）。
- ②鳥獣捕獲許可の資格を持つ委託事業者が、ハクビシン・アライグマによる被害があるか、現地調査  
を行います。被害を受けていると判断した場合、委託事業者が箱わなを設置します。
- ③被害のある場所の所有者（管理者）の方が、必ず毎日、箱わなの見回りを行い、箱わなに動物が捕  
獲された場合は、**委託事業者**（連絡先は現地調査時にお知らせします。）に連絡してください。
- ④委託事業者が、箱わなと動物の回収に伺います。

◇箱わなの貸出期間は原則2週間・最大4週間（1回限り延長可能）です。

◇箱わなの貸出は、1年度につき、1回限りです。

◇箱わなの貸出、捕獲された動物の回収費用は**無料**です。箱わなに設置するエサは、初回は委託事業者  
者が用意しますが、その後は自己負担になります。ただし、65歳以上の高齢者又は障害者のみで  
構成される世帯の場合は、委託事業者によるエサの付替えも可能ですので、ご相談ください。

↓目黒区の過去の事業実績は、ホームページに詳細が載っています↓

[トップページ](#)>[くらし・手続き](#)>[自然・環境・ごみ](#)

[>ハクビシン・アライグマ対策](#)



〈担当〉目黒区環境清掃部環境保全課環境計画係

電話 5722-9357 ファックス 5722-9401

月～金曜日（祝休日と年末年始を除く。）

8：30～17：00